

議案第9号資料

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(報酬の基本額の特例) 第4条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員であって規則で定めるものに対する報酬の基本額は、第2条第1項各号に掲げる額にかかわらず、月額にあつては<u>331,300円</u>、日額にあつては<u>15,780円</u>、時間額にあつては<u>2,036円</u>を超えない範囲内で、職種の区分に応じ、規則で定める額とする。	(報酬の基本額の特例) 第4条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、第2条第1項各号に掲げる額にかかわらず、月額にあつては<u>325,700円</u>、日額にあつては<u>15,510円</u>、時間額にあつては<u>2,001円</u>を超えない範囲内で、職種の区分に応じ、規則で定める額とする。